

## 目標設定等支援・管理料について

平成28年度診療報酬改定において、要介護被保険者の維持期リハビリテーションの介護保険への移行を図るため、「目標設定等支援・管理料」が新設されました。

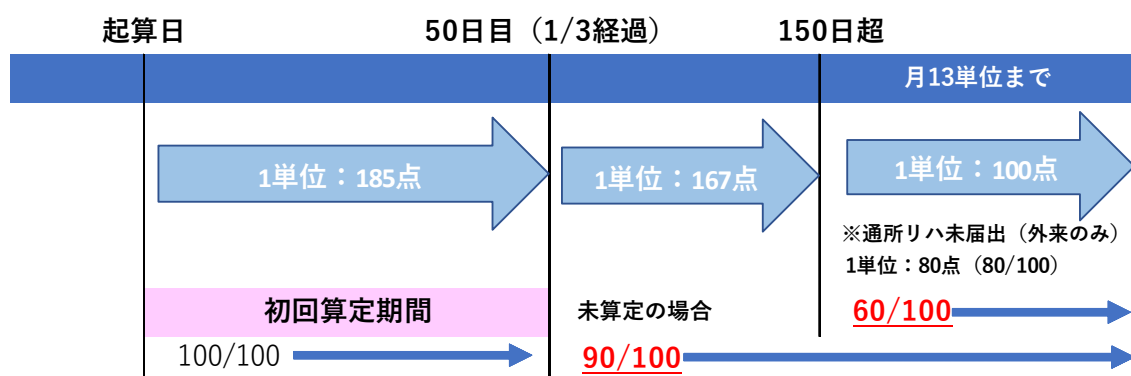
要介護被保険者に対する脳血管疾患等リハビリテーション、廃用症候群リハビリテーション、運動器リハビリテーションを実施する場合、各疾患別リハビリテーション料の標準的算定日数の3分の1が経過するまでに、「目標設定等支援・管理料」を算定していないと、リハビリテーション料が減算されます。

主な算定要件として、目標設定等支援・管理シートの作成が求められており、患者の機能予後の見通しや内容、説明に対する患者等の受け止め・反応の記載することが求められるなど、漫然としたリハビリテーションとならないような取り組みが求められています。

また、要介護被保険者等に対する外来維持期リハビリテーションの実施は、平成30年度以降は医療保険の対象外となる予定であり、要介護被保険者等に対する維持期リハビリテーションを多く実施している医療機関は、標準的算定日数内の患者を獲得する取り組みや、介護保険によるリハビリテーションの実施等を検討していく必要があります。

### ■ 目標設定等支援・管理料を算定しなかった場合の減算の流れ

(例) 運動器リハビリテーション料Ⅰ (標準的算定日数：150日・1単位あたり185点)  
を算定する要介護被保険者の場合



株式会社ユアーズブレン 医業経営コンサルティング部は、地場・広島県内はもとより中国・四国エリアを中心に、大学病院から地域密着の病院やクリニックに至るまで、それぞれの規模や特性に合ったかたちで医療機関の皆様がより充実した医療を提供できるよう、各種の支援コンサルティングを提供しています。

お問い合わせは…TEL：082-243-7331 e-mail：[info@yb-satellite.co.jp](mailto:info@yb-satellite.co.jp)